

高校生諸君へ

今回は歴史の話はお休みします。8月は平和を考える月で、今年は「象徴としてのお務めについての天皇陛下のお言葉」がありましたので、その感想を述べます。又、私の文章の読み方も紹介します。

この方法は努力型の人には参考になります。

来月は歴史の続きで1939年を記します。

天皇が一番仰りたかったことは何か？

私はそんな問いをもって8月8日15時からのテレビをみました。

先ず感じたことは発表のタイミングが6日と9日の間であったことに何か意味がありそうだということです。平和の祭典オリンピックが開会されたばかりで、この時期に訴えることは「平和」です。全文を何度も読み天皇が心の底から平和を願っておられると感じました。

私の理解力は普通程度ですが、加齢とともに普通を維持するためには努力と工夫が欠かせません。そこで、自分流で文章に番号をつけ自分なりに組み替えて理解を深めるというのが私の習慣的熟読法です。今回もその方法を試みました。

言論の自由はありがたいことで、こんなことを戦前にしたら死刑かもしれません。

5ページ以下は全文を①から②まで番号をふり、私の理解のために番号を組み替え(1)から(4)に纏めました。(1)から(4)の見出しは私のつけたものです。赤文字に変換したのも私です。組み替えた読むと強調点がより一層見えて来ます。

(1)人間としての高齢化を訴える

自然人として当然のことで、南原繁が東大総長時代に「いったん皇位につかれた以上は、いかなる場合、いかなる事由の下においても終生その地位にとどまらなければならぬということは、依然としてあまりにも不自然的な、また非人間的な考え方がはいつているのではないか」と発せられたことの到来であると思いました。

その中でも陛下の「全身全霊をもって象徴の務め」を果たされたことは達成感を感じておられると思います。

(2)追い求めた象徴天皇のあり方

「私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ました」「国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした」国民のために祈ると言う文章が2度強調されています。

次に国民と共にあり、共に苦しみ、共に喜ぶという文章があります。その行動の事実もきちんと書かれています。それらのことを皇后と共に行ってきたという達成感も感じられます。

(3)天皇と憲法の関係

「天皇は国政に関する権能を有しません」という意味の文章が2度出てきます。象徴に徹する姿勢を貫くと同時に国民に「天皇は象徴」なのだとすることを理解して欲しいという願いを感じます。「元首ではない」と仰りたかったのではないのでしょうか。

憲法改正が近づいており国民投票も2年以内に可能性があります。

自民党草案の第1条は「天皇は、日本国の元首であり、日本国及び国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」となっています。元首であって象徴であるとはどんなイメージを持

てばいいのでしょうか。天皇も迷われておられるのではないかと思います。今後の安倍政権の対応に注目せねばなりません。

元首とは何か？時と状況によって、政権は拡大解釈をします。

あるときは元首、あるときは象徴と使い分けるのは時の権力者です。

明治憲法下では、「輔弼」「帷幄上奏」によって天皇は承認の印を押す「君臨すれども統治せず」の存在が原則的に求められました。

「輔弼」「帷幄上奏」の権限は軍部と政府に与えられていました。

昭和天皇が政治に介入する意見を言われて問題になったのが、1929年5月、当時の田中義一総理大臣が張作霖事件について、天皇への報告をごまかそうとしたことがありました。天皇が激怒され、辞職を勧告しました。これに対し西園寺公望（元老）が「憲法上やってはいけないこと」とたしなめました。昭和天皇はその時から「内閣や軍部が一致して決めたことにノーとは言わない。余計な発言はしないという立場を守り抜く」もの言わぬ姿勢をとります。

1939年平沼騏一郎内閣から阿部信行内閣へ変わる時、「陸軍大臣は自分が指名する。3長官の決定がどうであろうとも梅津美治郎か畑俊六のうちどちらかを選任せよ」と命じました（詳細ベストピア次号）ここまですべて天皇が人事に介入するのはやむにやまれぬ事情（陸軍の横暴）があつてのことでしたが憲法違反だと言われます。天皇が君主であった明治憲法下でも天皇の立場は複雑なものでした。

「元首とはなにか」と質問されても答えられる人はいないでしょう。

意味づけは時の勢力がします。それを阻止するために現憲法は前文で日本国民は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こるこのないようにすることを決意しここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する――中略――われわれは、これらに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と冒頭で明らかにしています。

今回、陛下は国民にも象徴天皇ということの理解を深めて欲しいと仰っています。国民には政治家も総理大臣も含まれることは言うまでもありません。歴史の学習が必須となります。

(4)天皇の懸念・家族への思いやり

家族への思いやりは人として当然のことですが、敢えてこの言葉が2度用いられているところに私は注目しました。確かに「日本の皇室が、いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在」することは当然のこととして求めておられますが、そのあり方は「象徴」としてです。

「そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ、ここに私の気持ちをお話しいたしました」と結ばれています。又、宮内庁内の神事にたいする改革も訴えられています。このような深部にいたる思いを率直に語られ「こうした事態を避けることは出来ないものだろうか」と問いかけられています。

むすび

昭和天皇はマッカーサーと11回会見されているということがやっと報道されるようになってきました。天皇が憲法成立の過程を一番よく知っておられたと私は思います。

現在の憲法は第1条と第9条がセットになっていることも最近のポツダム宣言の草案の存在から一般にも分かってきました。日本に知らせなかった削除された一項には次のような条項があったそうです。13項目に続いて「そうした（民主化され、戦争放棄した＝筆者挿入）戦後の日本政府が二度と侵略を企画することはないと世界が完全に納得するならば、これには現在の皇統の下での立憲君主制を含むものとする」

マッカーサーはこの条文を実現したことになります。

これからどんな巧妙な形をとって憲法改正を実現していくのでしょうか？日本国民の多くは天皇の行動を平和の象徴と考えているのではないのでしょうか？

「そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ、ここに私の気持ちをお話しいたしました」この表現には政治に不介入の立場を堅持しながら、元首でない、象徴としての天皇制の継続の願いが秘められていると感じました。

下記に私の符号読みを記します。(1)(2)(3)(4)は私の分類です。

お言葉には加除はありませんが二重引用はあります。

「象徴としてのお務めについての天皇陛下のお言葉」

を①から②迄符号を付け分解して組み合わせしました。

(1)(2)(3)(4)は私が付けた分類です。

(1)人間としての高齢化を訴える

①戦後七十年という大きな節目を過ぎ、二年後には、平成三十年を迎えます。私も八十を越え、体力の面などから様々な制約を覚えることもあり、ここ数年、天皇としての自らの歩みを振り返るとともに、この先の自分の在り方や務めにつき、思いを致すようになりました。

②本日は、社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となった場合、どのような在り方が望ましいか、

⑦そのような中、何年か前のことになりますが、二度の外科手術を受け、加えて高齢による体力の低下を覚えるようになった頃から、これから先、従来のように重い務めを果たすことが困難になった場合、どのように身を処していくことが、国にとり、国民にとり、

⑨既に八十を越え、幸いに健康であるとは申せ、次第に進む身体の衰えを考慮する時、

⑩これまでのように、全身全霊をもって象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと案じています。

(2)追い求めた象徴天皇のあり方

④私が個人として、これまでに考えて来たことを話したいと思います。

⑪私が天皇の位についてから、ほぼ二十八年、この間（かん）私は、我が国における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごして来ました。⑫私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ました、

⑬同時に事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことと考えて来ました。

（国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした＝2重引用）。

⑮天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。こ

うした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。皇太子の時代も含め、これまで私が皇后と共に行（おこな）って来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井（しせい）の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした。

(3)天皇と憲法の関係

③天皇という立場上、現行の皇室制度に具体的に触れることは控えながら、

②始めにも述べましたように、憲法の下（もと）、天皇は国政に関する権能を有しません。

④天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、

⑤即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごして来ました。

⑥天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があろうと思われれます。⑦また、天皇が未成年であったり、重病などによりその機能を果たし得なくなった場合には、天皇の行為を代行する摂政を置くことも考えられます。しかし、この場合も、天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けることに変わりはありません。

(4)天皇の懸念・家族への思いやり

⑥伝統の継承者として、これを守り続ける責任に深く思いを致し、更に日々新たになる日本と世界の中であって、日本の皇室が、いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在し、人々の期待に応えていかを考えつつ、今日に至っています。

⑧また、私のあとを歩む皇族にとり良いことであるかにつき、考えるようになりました。

⑱天皇が健康を損ない、深刻な状態に立ち至った場合、これまでも見られたように、社会が停滞し、国民の暮らしにも様々な影響が及ぶことが懸念されます。

⑲更にこれまでの皇室のしきたりとして、天皇の終焉に当たっては、重い殯（もがり）の行事が連日ほぼ二ヶ月にわたって続き、その後喪儀（そうぎ）に関連する行事が、一年間続きます。その様々な行事と、新時代に関わる諸行事が同時に進行することから、行事に関わる人々、

⑳とりわけ残される家族は、非常に厳しい状況下に置かれざるを得ません。こうした事態を避けることは出来ないものだろうかとの思いが、胸に去来することもあります。

㉑そうした中で、このたび我が国の長い天皇の歴史を改めて振り返りつつ、これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていけるよう、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ、ここに私の気持ちをお話いたしました。

国民の理解を得られることを、切に願っています。